

患者さまへ

処方せんの記載変更についてのお知らせ

当院では院外処方せんを「商品名処方」で発行していましたが

平成30年11月26日より当院で発行する院外処方せんは一部の薬を

「一般名処方」に変更します。

一般名とは？

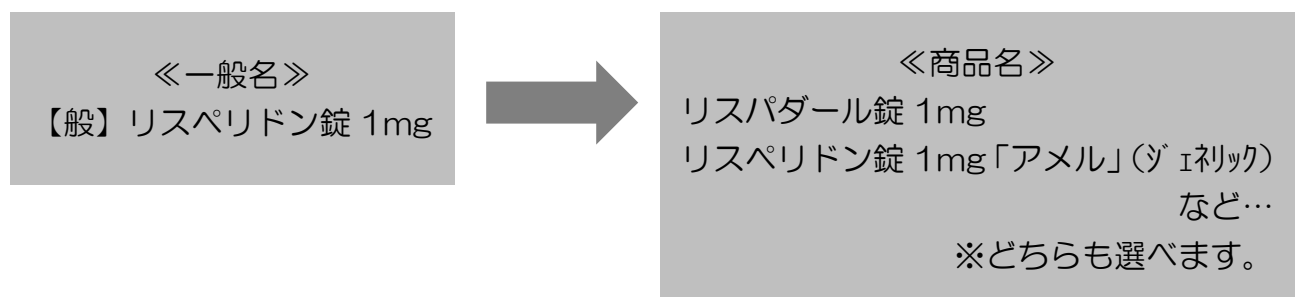
お薬の成分をそのままお薬名とする方法の名前です。

処方箋には：【般】＋「一般的名称：成分」＋「剤形」＋「含量」と記載されます。

一般名処方になると患者さまご自身で薬を選べるようになります

薬を指定する「商品名」ではなく、有効成分の名前のみを表示する「一般名」で記載するため、先発医薬品か後発医薬品（ジェネリック医薬品）を調剤薬局にて患者さまご自身で選ぶことができるようになり、薬の選択の幅が広がります。今までと同じ薬を続けることもできます。

例)



ご不明な点は薬剤師へ

後発品がない薬以外は段階的に「一般名」処方としていきます。ご不明な点は当院または調剤薬局の薬剤師までご相談ください。